

Title	交戦状態を構成せずして武力を用ふる場合を論ず
Sub Title	
Author	泉, 哲
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1916
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.10, No.5 (1916. 5) ,p.688(102)- 699(113)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19160501-0102

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

左の一表は、一九一四年七月三十日乃至一九一五年八月二十六日間に亘たる、佛蘭西銀行の貸借對照表上に發生したる、主なる變化を示すに、餘師あらん。(單位、百萬法)

資 産	
割引手形	一九一四年七月三十日 二,四四四
擔保貸付	七五八
銀 貨	六二五
金貨金塊	四,一四一
政府貸上金	二〇〇
大藏省証券(聯合國へ貸)	四六〇
一九一五年八月二十六日	二,三三五
割引手形	五八七
擔保貸付	三六七
銀 貨	四,二六六
金貨金塊	六,五〇〇
政府貸上金	四六〇
大藏省証券(聯合國へ貸)	四六〇

銀行券發行額 一九一四年七月三十日 六,六八三
 私人預金 九四七
 一九一五年八月二十六日 二,一九五〇
 私人預金 二,四六二

斯くして主なる特徴は、既述せる理由により、銀行券發行額が約二倍に増殖せること、預金額が略々三倍の増加を示せること、なり。是れ緊急時に際するや、一般公衆は佛蘭西を信するの篤き、一般銀行に勝るものあれば、争ひて之に預金を託せんとするに基く。

交戰状態を構成せずして武力を用る場合を論ず

泉

哲

交戰状態を構成する否とは國際上大なる關係を有することにして、之を構成する場合は交戰國の權利義務の關係生ずると共に、中立國なる第三者現れ其權利義務を主張するものなり、而るに交戰状態を構成せずして武力を用る場合は叙上の状態を發生せざるを以て平時と些細の差異ならず、而も其目的を達する點に於ては兩ば相譲らざることなり、而て其武力を用るに當り奈何なる形式を執り其目的を全ふしたるやと云ふに、海軍に於ては平和封鎖の名を以て動き陸軍にありては内亂平定、秩序恢復等の名に據

て進めり、然るに従來に於ては此等の適用が限局せられたる範圍内に止まりしも、人文の進歩も須臾も休むべからず、將來に戦争の慘禍を殄ち、和平に緩せんとすに念倍々國際間に起らば廣汎たる手段を殫し絶對に戦争を廻避せんと爲さんも未知るべからず、從て之か應用範圍も愈々擴大し、今日戦争に據て解決せられたる諸問題も漸次此等の方法と含み換へらるべきは理正に然りと信せざるを得ず、夫れ戦争は變事にして平和は常時なり、努めて變事を避け、平時、状態に於て國際問題を解決し、國際上の幸福を圖るは斯法の要訣にして又發達の順序たるや疑はざるところ也、過去を視るは研究の要諦なり予輩は左に交戰状態を構成せずして武力を用るたる事例に就て概論せんとす。

第一 内亂鎮定

一國に内亂起り自ら之を綏定する能はざる場合に外國が共同して平定の任に膺りたる例尠か

らず、著名なるは北清事件と稱せらるゝ所のもの也、一九〇〇年二月二十五日匪徒の一團が英國宣教師を襲撃して以來暴徒漸く募り其勢ひ北清より支那中部に移り南清に波及し排外熱は恰も遼原の火風に煽らるゝか如く殆支那全部に瀰漫せり此時に於て外國人の生命財産は極めて不安たらざるを得ず、これを清國政府の保護に依頼せんとするも清國政府は陽に親幸を表し陰に匪徒を使喚する不穩の形勢たり、遂に匪徒は同年六月下旬北京の周圍に押寄せ暴戾を極め近郊を荒し外人及キリスト教徒たる支那人を殺戮す、其被害者中に獨乙公使ケトルル及杉山書記生か數へられたるは尙能く世人の記憶するところ也斯て暴徒の北京に侵入するや、清國軍隊は匪徒と策應して外國人を殺戮し公使館を攻撃し局面の推移頗る容易ならず、當時北京駐劄の英、米佛、獨、以等の各國公使は英國公使館に集合し暴徒鎮壓に關し會議を開き清國政府に警告するに

濫み其歩調を偕にすべく決議せり、次て清國政府に迫り勅令を以て匪徒一團の解決を要請せり然るに清國政府は公に其要求を容れ密かに排外熱を煽動したるを以て暴徒の勢益々猖獗を極めたり、於是各國政府は自衛の策を講せざるを得ず、同年六月天津淀泊の軍艦より陸戦隊を上陸せしめ、英國東洋艦隊司令官總指揮官となり天津北京間の鐵道守備に任し併て公使館護衛の任に當らしめたり、同月、日、英兩國政府は屢意見の交換を爲し、若し清國政府にして自ら國內の平和秩序を恢復し得ざるに於ては列國は相協力して此が平定の任に膺るべきを決意したり。其結果六月十八日露國は四千の兵を北京に送り自國公使の指揮に委ねたり、米國も亦諸外國と協力して鎮壓の目的を達せん爲にマニラ聯隊を天津に派遣し、續て英國は印度兵を擾亂地方に嚮はしめたるが公使館の危難を救ひ得るやを懸念し、日本が地理上優越の境地にあるを以て二萬

乃至三萬の兵を急派せられんことを我政府に交渉に及びたり、同時に露、獨、政府に其意を通して同意を求めたり、兩國政府は擾亂鎮定の任を或一國に委任するの不得策なるを了知するも當時の形勢は我國の軍隊を急派するに非ざれば危急の間に合はざるを以て不本意ながら之を承認せり。六月五日に到て佛蘭西政府も亦日本の軍隊派遣を希望する意志を發表し、斯て七月十日支那大陸に入り込みたる外國軍隊は佛兵八千、獨兵九千、米兵三千、露兵一萬、英兵一萬乃至二萬、而て日本は約二萬の兵を動し總數約七萬以上に達せりと云ふ、而も此等の軍隊の行動は何れも宣戰の布告を俟たずして敢行せられたる行動なり、獨乙皇帝は各種の軍隊を以て一箇の目的を達せん一人の指揮官の下に組織的行動を採るの必要ありとし、各國の承認を得てワルデルゼイ元帥を總指揮官に任したり、同元帥は八月二十日伯林を出發し東洋に向へり。此

より先各國軍隊は天津より北京に強行し八月十四日暴徒の圍みを破り公使館に籠城者を救援せり、却說此事件の終結に於て關係諸國は四ヶの條件を約諾したり第一現清國の制度は變更せざる事、第二清國と各國との條約は現状の儘存續せしむる事、第三清國領土を保全し是を危ふする原因を除去する事、第四國內の安寧秩序を保障し得る正當なる中央政府の建設に救援を與ふる事、此四ヶ條は列國が海陸軍を出動して僅かに得んとしたる目的にして又是を全ふすることを得たるものなり、此場合に於て各國は陸海軍を動員したるにも係らず敢て清國に對て宣戰布告を爲さず、從て交戦状態を構成せず、又中立國の權利義務の關係も發生せずして其の目的は達せられたるものと云ふべし。

第二 平和封鎖

封鎖は交戦行爲なれとも平和封鎖は戰爭を避くるの目的を以て行使する敵對行爲なり、故に

之を交戦行爲と區別す、而も武力を用る點に於て兩者とも何等の差異を認めざる也、元來封鎖なる言葉が交戦行爲に屬する術語なるに平和の文字を冠らしむるは、意義相悞はざる如けんも今姑く之を舍き、單に行爲の性質より尋釋すれば平和封鎖は報復の一形式なり、報復は戰爭に幾くして必しも平和的にあらず、相手國に對する威力の現示なり、尙且平和封鎖が第三國の市民及財産に影響を及す場合に於ては戰時封鎖と何等の差異あらざる也、故に現今一般に了解せらるる所に據れば平和封鎖は第三國に對してこれを行使せざるを原則となす、但第三國の船舶が封鎖の目的を破壊する行爲に出づる時は多少の制裁を受くるものと見做さる可からず、平和封鎖の適用は一國或は數國が協同して一國或は數國に對して是を行使するもの也、前者は單獨封鎖と云ひ、後者を聯合封鎖と稱す、而て數國が協同して或國家に壓迫を加ふる爲めに平

和封鎖を適用する事は、國際警察權を行使する最適當なる手段を見做さるゝものなり、凡そ主權國間の争議にして兩者互に自己の權利を主張し相譲らざる場合は、戰爭を除くの外解決の途あらず、而も不條理を外交手段に懇へて解決せんと欲するも、相手國にして頑迷なる場合、戰爭を避けべくして尙且其目的を達せんとするには平和封鎖に訴ふるを以て最適切の策と爲さるを得ず、況や對等の國力を有する相手國が自己の過失は之を規すを避け執拗なる態度を維持して屈せず、最後には却て武力を以て要求を拒絶するの態度に出づる事も亦之なしとせず、斯る場合交戦状態を構成せずして抑壓を加へ同時に戰爭を防止するには強力なる平和封鎖に勝るものなし、平和封鎖をして有效ならしむるには相手國海軍に數倍する海軍力を以て膺らざる可からず、故に平時封鎖は弱少國に對する場合を除くの外何れも聯合封鎖を以て常態となす。

第一 佛蘭西の葡萄牙領タガスの封鎖
ブラジル皇帝ペドロ四世の兄弟に當るドンミゲルは後にマリヤ二世となれる其姪に當るマリヤ・ダ・グロリアの配偶者として一八二六年に婚約し葡萄牙の憲法を遵奉することを誓ひ其翌年七月マリヤ二世の攝政となれり、然るに其誓約に反きてドンミゲルは一八二六年七月七日自ら皇帝たることを宣言せり、此仕打に對しマリヤ二世派の僚友は英國及佛國に落行きマリヤ二世の爲め後圖を謀らんとせり、如此騷動中に葡萄牙政府は迫害を佛、英二國人民にも加へたり、其の爲め佛蘭西は十二隻より成る艦隊を以て一八三一年五月十五日にタガス沖に現れ、同月二十三日には葡萄牙領海岸に對て砲撃を始めタガスの封鎖を宣言せり、此封鎖を葡萄牙政府は三十一日迄で公式に認知せざりき、然れども佛蘭西艦隊は捕獲したる葡萄牙船舶に對して溫和なる待遇を與へ船員等は上陸せしめて之を開

放せしめたり、同時に佛蘭西は葡萄牙官憲に逮捕され監禁せられ若しくは刑に處せられたる佛引渡を迫り此等自國人に判決を與へたる裁判官國人のを免職し佛人にして不幸を蒙りし人に對て相當の損害を賠償すべく要求せり、葡萄牙はこれを容れ一八三七年七月二十四日總ての問題は落着を告げたり、

第二 佛蘭西のメキシコ海岸封鎖

一八三八年佛蘭西政府はメキシコ政府の在留佛人に與へたる不法行爲に對て其損害賠償を要求せり、然るにメキシコ政府は之を馴けて承引せざるに據り、佛蘭西政府は遂に艦隊をベラクルウスに派遣しメキシコの諸港を封鎖状態に措ける事を宣言したり、同時に佛蘭西政府は第三國の船舶に對して出來得る限り自由を與へ通商の不便を徴めざるに勗めたり、平和封鎖の戦時封鎖に異なる點は茲にあり、平和封鎖は第三國の船舶に對して其自由と通商の利害を參照し封鎖

の影響を享けざることを勗むると雖戦時封鎖の場合に於ては苟も封鎖を破りたる時は第三國の船舶たりと雖拿捕沒收は免れざるなり

第三 英國の廣東封鎖

一八三九年八月三十一日廣東知事は英國商品の輸入を禁する旨を布告せり、其原因は英國商人が亞片の密輸入を企て或機會に於て支那人を殺害したりと報せられたる事實を憤りたる結果たり、廣東知事は尙又在留英國人に食料品の供給をも嚴禁し、英國商船より海岸に上陸するものあれば發砲すべき事をも命じたり、斯の如き不安の行爲に對して原因の如何に左に右く苟も獨立國として晏如たり得るものはこれ莫し、乃英國政府は廣東封鎖を命じ、同時に知事に向て布告の撤回を迫り、且英國臣民の生命と自由に向て十分なる保障を爲すべき事を強要せり、茲に到て支那側は容易に讓歩し封鎖は僅に五日間にして問題は解決せられたり

第四 英、獨、伊のベネズエラ海岸の封鎖
 一八九八年より一九〇三年に亘りベネズエラに内亂の絶間なかりしが、その騒亂中に假政府は同國の海岸を封鎖し、外國の船舶を捕獲し及びこれを破壊したり、不合理を極めたる此處行の爲め外國人は非常に迷惑を感じたり、而して損害を受ける國は米國、白耳義、佛蘭西、獨乙、英吉利、伊太利、墨其西哥、和蘭、西班牙、瑞典那威の諸國に及びたり就中英、獨、伊三國は最損害を蒙りたるを以て一九〇二年七月英獨兩國は相協力して報復を爲すべく決心し兩國人の損害に對する満足なる賠償を要求せんとし、同年十二月三日伊太利も同一の行動を採るべく参加し、其強壓の方法として三國の司令官は艦隊をして、ベネズエラ國ラ・ガヘラに於て英、獨、公使の退去に備へ、關係國公使は二十四時間の期限は最後通牒を與へ、其時期の經過後に於て同國引擧の旨をベネズエラ外務大臣に通告し、ラ・ガヘ

ラに於て回答を待ち、而して同時間内に満足なる回答を得ざるに於ては海軍司令官は直に進でベネズエラの海岸に於て英、獨の商船を腦ましたるベネズエラの船舶を捕獲すべき事を命じたり一九〇三年十一月二十日英國政府はラ・ガヘラ、カレネロ、ガンタ、クマナカルパノ、オリノコ河口封鎖を宣言し、同日獨乙政府はブルトカベヨ及マラカイボの封鎖を宣言し、伊太利も艦隊を送り封鎖を補助すべき旨を通告す、此封鎖は獨乙側に取ては一九〇三年十二月十六日まで繼續し英國側は翌年二月十九日まで繼續せり、一九〇三年十二月二十三日米國政府は同問題を仲裁々判に附議せんことを英國政府に提議せり、英國政府はこれを獨乙政府に交渉し、主義に於ては之に賛同し亞米利加に回答して云く、此問題は仲裁すべきものと仲裁し難きものと二種を區別せざるを得ず、英國漁船沒收の結果として英國人の生命財産に關する損害及船荷の略奪水

夫虐待英國人の監禁等の如きは仲裁すべからざる部類に屬し、其以外の事件は此仲裁に附議するも敢て差支なき旨を以てせり、尙附言して米國大統領が仲裁の任に當らん事を欲するも若しこれが都合悪しき場合にはヘーグ仲裁々判に提出するも不可なき旨を申出でたり、然るに合衆國大統領は自ら其任に當るを避けヘーグ仲裁々判に附議することになしたり

第五 希臘海岸の聯合封鎖

希臘と土耳其と調和するの目的を以て英、佛露の三國は倫敦條約に準據して一八二七年七月六日に土耳其政府に對して調定を申込みたり、其條件は希臘は土耳其の屬邦と爲し居る代りに希臘内部に於ては純然たる自治制を許しギリシヤ内に於ける土耳其人の財産をも相當の價格にてギリシヤに譲渡すこととし同時に兩國に對して休戦を爲すべき旨を提議したり、且聯合國は土耳其を強壓して戦争を中止せしめべく或場合

には土耳其の軍艦を破壊してまで壓迫を加へて戦争を中止せしたり、然るにギリシヤはそれに不拘、聯合國の意志に反抗するの危険を自覺せざる有様に見へしより、一八二七年十二月二十四日ギリシヤ海岸に集中したる英國艦隊司令官を通じてギリシヤ國會に警告を與へて商船の捕獲を直に中止すべきことを要求せり。其要求に應せざる場合に於てはギリシヤの武装船を捕獲し及破壊すべき事をも通告せり、然るにギリシヤ政府は極めて執拗にして歐洲列強の此好意を顧みず、土耳其に對して武力抵抗を繼續せり、一八八六年五月八日英、澳、獨、伊、露の各國公使はギリシヤ政府に同一通牒を手渡して曰く同年四月二十六日の同一通牒に對するアゼンス政府の回答は列強に取りては極めて不満足のものたるを以て、列強政府は爾今ギリシヤ國旗を掲げたる總ての船舶に向てギリシヤ海岸を封鎖すべく、其封鎖はマリヤ岬よりコロリナ岬を経て

ギリシヤの北側に沿ふてコリンスの灣に達したり、ギリシヤ政府は此壓迫に對して永く持續するを得ず同年五月二十四日に國境に警備せるギリシヤ軍隊に命令して其退却を命じ、同時に海軍の引舉命令を發したり、此行爲は列強に於てギリシヤの意志の存するところを認め得たるにより六月十七日同一通牒を以てギリシヤ海岸封鎖を撤廢したる旨を通達せり

第六 英佛のアルゼンチン海岸封鎖

アルゼンチンと南方の小國ウルグアイとの戦争は英、佛政府の見るところに依ると前者は後者を滅亡せしめんとする意志ある如し、依て兩國公使はアルゼンチンに對て一八四五年六月十八日に通牒を送り彼の行動を難詰せり然るにアルゼンチン政府は二強國公使の意志に反し、モンテビデオに水雷艇隊を送て同所を封鎖せり、アルゼンチン政府は外國人を虐待し、在留外國人引擧に際し旅行免狀下附を拒絶し、兵役に服

することを強制し、モンテビデオ在留佛蘭西領事を追捕し、ブロンス島の燈臺破壊の目的を以て軍隊を派遣せり、此燈臺破壊は島の附近に於て多數の難破船を生せしめたり、英佛聯合艦隊はモンテビデオをウルグアイ政府に恢復せんとし、同港沖に差しをりし場合にアルゼンチン軍隊は人民を慘酷にも掃蕩し、非人道的取扱を爲し、民屋を掠奪し其後放火し其上に尙且好意を以て兩國の調停を圖らんと勗めつゝある外國公使を目して陰謀を有するものとして之を攻め殆ど度し難き有様たるに據り、英佛公使は此上取るべき策あらずと爲し、ブイノス・アイレスの海岸諸港の封鎖が聯合艦隊によりてなされたることを宣言せり

第七 ザンデバア海岸の封鎖

一八八九年に亘るザンデバア海岸封鎖は上叙の平和封鎖とは大に趣きを異にす。此封鎖の目的は武器彈藥の輸入及奴隸の輸出を禁ずるを其

目的としたるを以て何れの國の商船にも是を勵行せしめたり、一八八八年十一月六日ザンデバール駐在の英國代表者はサルタンに通告して英獨政府は同地方封鎖の意志あるを以て其旨を布告せん事を以てしたり、續て英獨艦隊司令官は本國政府の命令により、ザンデバールのサルタンの名を以て同年十二月二日武器及彈藥の輸入及奴隸の輸出に對してザンデバールの海岸を封鎖することを宣言せり、翌年春に到りて伊太利も又參加しザンデバール東海岸を封鎖したり

第八 クリト島の封鎖

クリト内亂に關し、土耳其、希臘間の争議は一時歐洲の平和をも攪亂せんとしたり、埃太利は同島の平和を即時恢復の目的を以て聯合封鎖の必要ある事を提議し、平和を恢復して後に鞏固なる政府を持立するの必要を説きたり、獨乙及露西亞は異議なく是に賛し、佛蘭西及希臘も亦之に同意を表したり、然るに政府はこれ等

諸國と同一歩調を取る事を躊躇したる爲に、クリト島の平定が遅れたるのみならず、内亂益々其度を高め、ギリシヤ政府は止を得ず歐洲列強の意志に反してクリト島に艦隊を派遣したり、一八九七年政府は埃甸、佛、獨、伊、露と共同行爲を執る事に同意し、クリト島に集中せる各國艦隊の司令官は同年三月二十一日同島の封鎖を宣言せり、其封鎖は希臘國旗を掲げたる凡てのものに適用すべきものとなし、而て封鎖及他の無關係國の商船は差支なく入港して商貨品を陸揚げする事を許されたり、然雖其陸上貨物は希臘軍隊若はクリト島の内地に送ることには禁止せられたり、其封鎖は一八九八年十二月五日に撤廢せられたるも、武器、彈藥の輸入は其後永く禁止を繼續せられたり、クリト島人はキリスト教モスラム教の二派に分れ、前者は希臘に同情を表し後者は土耳其に依頼し互に嫉視し一九一二年の春前者が後者を殺戮する等の

騒動起りたり、これ當時の政府に對して反旗を翻したる事を語るものにして、全島は外部より或壓迫を加へざれば全く混沌たる状態に陥る有様たり、遂に前述の保護諸國はクリート政府に通告し即時平和克復するにあらずんば同島を占領する必要あるやも知るべからずと通告せり、其當時三隻の英國軍艦、二隻の露艦、一隻の佛艦はクリート灣碇泊して威力を示せり、保護諸國のクリート政府に提出したる通牒は同島内に平和と秩序とを恢復するに極めて有效なるものなりしたため、即時に總選舉行はれ希臘國會に二十三人の代議員を送る事となせり、此事件に於ては別に平和封鎖を公式に宣言せざりしも各國の艦隊がクリート島沖に碇泊し聯合封鎖の實を擧げつゝありたるなり

第九 バルガン半島に對する聯合艦隊の威示運動

土耳其及モンテネグロはダルシコと稱する一

都府の主權を定むるにつき相争ひ、歐洲列強は止なく土耳其を威壓してモンテネグロの爲めに其目的を達せしむる必要ありとせり、一八八〇年九月に聯合艦隊はラグーナ沖に集合して、英國艦隊司令長官セイモア提督は九月十七日ダルシコの司令長官を引致して、即刻同地方をモンテネグロに引渡を命じ、其準備として三日間の猶豫を與へ、而て要求に應ぜざる場合は武力を用る事をも暗示せり、然るに司令官は之に應ぜざるを以て十一月二十四日聯合艦隊はダルシコを強襲し。同二十四日モンテネグロをして同地方を占領せしめたり

一九一三年の土耳其、バルガン戰爭當時モンテネグロは列強の決議を無視しスクタリを占領せんと決心せり、同國がスクタリを圍みて砲撃したる行爲は列強の意志を無視したるものと見做し、列強は其武力に據て決意を強行せんとなし、同年七月十日聯合艦隊指揮官バーク中將を

してアンテパリーよりドリソ河口に到る一線を劃して封鎖區域となせる旨を宣言せしめたり、而て港内に碇泊せる外國船舶は四十八時間の猶豫を與へて退去を命じたり、同年四月二十六日スクタリガ、モンテネグロ人の爲に占領するところとなりたるため封鎖範圍をドラッオまで擴張せり

以上は封鎖實例の重要なものなり、而して單獨封鎖よりも聯合封鎖に於て國際警察的の意義が含蓄せらるゝを徴し得べき也、而して平和封鎖は何れも争亂綏定、秩序恢復、不法行爲の改善等を目的として戦争を目的とせざるに於て全く戦時封鎖と根本的に意義を異にするもの也、若し平時に於て戦時に於けると同様に同量の軍隊及び艦隊を使用し得べくむば、交戦状態を構成せずして國際間の諸問題を決裁することを得ん、例へば日本が東洋の平和維持の任に膺る場合に於て日本は宣戰の布告をなさずして日本の

海陸軍を活動せしむるは別に國際法上不合理にはあらず又困難の問題にあらずと予輩は信ずるもの也、獨乙を膠州灣より掃蕩したる場合に於ても別に宣戰の布告をなさずして必要なる海陸軍を用る事は出來得たりと信ずるものなり、而て其結果日本の受くべき利益は交戦國にあらずる日本の軍艦は中立國に抑留せらるゝの惧もなく、又中立國と交戦國との權利義務の關係も發生せずして濟みたりしならん